

【事務局作成メモ】

第 1 1 回 運営懇談会の報告について

日 時：平成 1 5 年 7 月 1 5 日（火） 午後 7 時 0 0 分～ 8 時 2 0 分

会 場：都庁第一庁舎 4 2 階 N 特別 C 会議室

出席者：（敬称略）濱本 勇三、新 守一、渡辺 俊明、新谷 景一

川瀧 弘之、伊勢田 敏、道家 孝行、宮良 眞

【主な提案】

- 1) 協議会冒頭に環境アセスメントについて、国及び都から説明を行う。
- 2) 次回の協議会では、交通政策から議論する。効果に入る前には交通量の資料を説明する。
- 3) 協議会とオープンハウスで相互に情報の共有を図っていく。

【事務局作成】

第12回 運営懇談会の報告について

日時：平成15年9月30日（火） 午後7時00分～9時00分

会場：都庁第一庁舎42階 N特別B会議室

出席者：（敬称略）宿澤 藤子、土肥 紀久、濱本 勇三、新 守一、樋上 寛、
遠藤 好照、川原 徳重、渡辺 俊明、橋本 妙子、江崎 美枝子、
平野 和範、柴田 直樹、新谷 景一、川瀧 弘之、伊勢田 敏、
道家 孝行、宮良 眞

【主な提案】

- 1) 第25回協議会を10月7日に開催する。
- 2) 話し合いの結果を第25回協議会の冒頭に報告し、質疑を行う。
- 3) 環境調査について議論を行う。
- 4) その後、議論する時間があれば、必要性の議論を再開する。
- 5) 10月、11月、12月の開催予定を事務局より提案する。
- 6) オープンハウス、沿線区市長意見交換会についての報告を行う。

話し合い録

日時：平成15年8月5日(火) 19:00~21:00

会場：武蔵野商工会館

出席者：(敬称略) 須山 直哉、宿澤 藤子、濱本 勇三、新 守一、渡辺 俊明
橋本 妙子、栗林 勝彦、伊勢田 敏、道家 孝行、
事務局 伊藤 高、西川 昌宏、藤井 俊昭、佐久間 巧成

1. 概要

- (1) 第24回協議会における退席後の状況説明(伊藤)
- (2) 環境アセスメントについてフローチャート図で説明(伊勢田)
- (3) 主な意見交換
 - (住民) 環境アセスメントを行うことについて、なぜPI協議会に説明を行わなかったのか。PI協議会を軽視している。このようなやり方は、昔の都市計画のやり方と全く同じだ。完全に信頼関係は壊れている。
 - (住民) 大臣・知事が発表して進んでいってしまうやり方は、これで3回目である。PI協議員の不信感を大臣・知事に伝えないのか。また、大臣・知事は、アセスメントをすれば、事業に入って行くような発言をしている。先ほどのフローチャートの説明とは違う。
 - (住民) PI協議会は、「環境調査をすべき」とは言っているが、環境アセスメント手続きでやることは了承していない。環境アセスメント手続きに入ると言うことは、事業を行うことを前提にしているはず。
 - (国) 「事業するためにはアセスメントをしなければならない」のは事実だが、だからといって「アセスメントをしたからといって事業になる」わけではない。将来、事業をやるにしろ、止めるにしろ、詳細な環境調査に基づく判断が必要。その場合、アセスメント法に基づき実施していくことが、最もパブリックでオフィシャルである。
 - (住民) 失われた信頼関係をどのようにして取り戻すのか、明確に答えて欲しい。回答は、文書にして欲しい。信頼関係が回復されなければ協議会には復帰できない。
 - (住民) いま、善福寺地域では、都市計画図に方法書の対象道路事業実施区域の線を入れたビラが配布されている。ビラによると、東京都担当者に確認した上で、「幅200mが事業予定地」と書いてあり、地元は驚いている。
 - (都) このビラは、事実と全く違っている。対象道路事業実施区域とは、今後環境調査を実施していく幅であり工事に影響する範囲ではない。作成者へ抗議したい。

2. まとめ

- (住民) 以下について、文書で回答して欲しい
 - 国・都との信頼関係をどのようにして回復するか。
 - 国・都は、PI外環沿線協議会の位置づけ、重み付けをどう考えているのか。
 - 環境アセスメントの考え方についてきちんと説明するべき。
- (国・都) 協議会に復帰して頂き、協議会での議論を再開したい。
本日のご指摘の点について、持ち帰り検討する。
- (事務局) 本日の話し合いの状況を他の協議員の方々に報告し、次回8月21日の協議会の開催の有無について相談する。

第2回話し合い録

日 時：平成15年8月21日(木) 19:00~20:10

会 場：武蔵野商工会館

出席者：(敬称略) 須山 直哉、宿澤 藤子、濱本 勇三、新 守一、橋本 妙子
栗林 勝彦、伊勢田 敏、川瀧 弘之、道家 孝行

1. 概 要

- (1) 前回話し合いで求められた3点について文面で説明
- (2) 主な意見交換

住民：大臣・知事による発表が先行するやり方が繰り返されることで信頼関係が失われている。信頼関係をどのように考えていくのかが、この文面だけからは見えてこない。行政はP Iというものをどう考えているのか、あらためて具体的に答えるべき。住民の声を聞くだけがP Iなのか。

住民：大臣がいう「話し合いの場」がP I協議会であるなら、まず、P I協議会に方法書などの説明をすべき。現在のやり方は、協議会以外に先に情報が出ている。P I協議会は、外環を進めるための飾りでしかないのではないか。

国：これからの行動全て、この文面の精神でやっていく。これらから行政として遵守していかななくてはならないことを列挙している。

住民：我々がなぜ退席したのかが分かっていないのではないか。どのようにして信頼を取り戻していくのかが具体的になっていない。

中間とりまとめの内容をただ「念頭に置いて」という認識しかないのか。

「P I的手法を取り入れる」というのは具体的にどういうことなのかが書かれていない。また、行政は「協議会が結論を出す場ではない」ことをよく強調するが、協議会で結論が出せるものは出していきたいと思っている。

国：信頼性の話については、我々の気持ちは全面に出させていただいた。なるべく早く協議会に参加していただいて、議論をしていきたい。

具体的にいろいろな御指摘を受けてやっていくのが、P I協議会であると認識している。

都：P I協議会発足にあたっての確認内容が協議会の原点だと思っている。その考え方を再確認し、文書で出すことが信頼回復につながると考えている。

2. まとめ

事務局：本日説明した内容について、以下の指摘があったので、再度持ち帰り検討する。

信頼関係の回復方法について納得できる説明をすべき。

環境調査にP I的手法を取り入れる具体策を示すべき。

住民：なるべく早く話し合っていきたいと思っている。お互いの考え方を率直に話し合っていきたい。

第3回話し合い録

日 時：平成15年8月28日（木） 午後7時00分～8時00分

会 場：武蔵野商工会館

出席者：須山 直哉、宿澤 藤子、濱本 勇三、新 守一、渡辺 俊明、橋本 妙子
（敬称略） 栗林 勝彦、川瀧 弘之、伊勢田 敏、道家 孝行、宮良 眞

1. 概 要

- (1) 前回話し合いでの指摘事項に対し文面で説明
- (2) 主な意見交換

住民：大臣・知事が環境アセスメントに着手すると公表する前に、P I協議会で、まず説明をすべきであった。また、退席した理由は、このような突然の公表は、今回だけでなく過去二度に渡り行われたもので、この繰り返しが火種となり信頼関係が崩れたことによる。

住民：P I協議会で必要性の有無から議論しているなかで、環境アセスメントをどのように位置づけるのか、きちんとした説明が必要である。

都：今回の環境影響評価方法書は、どのような項目について、また、どのような手法で環境調査するのかという案を示したものであり、原点に立ち戻って構想段階における検討をきちんと行うために不可欠なものとして国と都は判断し、社会全体に広く同時にお知らせしたものである。

住民：このような行為はP I協議会軽視も甚だしく、これまで隠忍自重してきた我々としては、裏切られた思いである。

住民：P I協議会での議論に必要な環境調査は認識していたが、アセス手続きに基づく環境調査は要望していない。

住民：市民参加のP I的手法とは、方法書に対し意見書を出せることだけを示しているのか。調査への参画、調査結果の報告などいろいろな事が考えられる。

国：方法書に対するご意見を頂くとともに、P I協議会で、現地調査の箇所や実施方法についてご意見を伺っていくことを考えている。今後、調査中の状況、調査結果などについて情報提供しながら、その段階においてもご意見を伺っていくべきと考えている。

住民：今後、どのように進めていくのか。

国：この話し合いで一定の理解が得られれば、運営懇談会を開催し、これまでの話し合いの状況を報告し、できれば協議会を再開したい。

住民：これまで3回話し合ってきた内容を、文書で確認したい。

2. まとめ

- (1) これまで3回に亘って話し合った結果を別紙のとおり確認する。
- (2) これまでの話し合いの結果について、運営懇談会に報告し、P I協議会の冒頭に報告する。

3 回の話し合い結果の確認事項

7月24日の第24回協議会において、「環境アセスメント着手について P I 外環沿線協議会を無視したことが原因で、行政と住民協議員の信頼関係が著しく損なわれた」との理由で7名の協議員が退席し、協議会が中断する事態になったことを、国と都は深刻に受け止める。

行政と住民協議員との信頼関係の回復が必要なため、3回の話し合いを重ねてきた。その結果、以下を確認するに至った。

P I 外環沿線協議会から平成15年6月に出た「中間とりまとめ」にある「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。」ことを改めて確認する。

「環境の調査を行うにあたっては、市民参加の P I 的手法を取り入れる」ため、P I 外環沿線協議会において、環境の現地調査箇所や実施方法を具体的に相談し、進めていく。その他、問題が生じた際には、その都度、相談する。

外環計画の意義については、協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で、社会全体で検討するものと考え、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得る。その場合、次の段階に進むことにはならない。

PI外環沿線協議会協議員 各位

外環道計画について話し合う「PI外環沿線協議会」に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、七月二十四日の第二十四回協議会におきまして、「環境アセスメント着手が原因で行政と住民協議員の信頼関係が著しく損なわれた」との理由で七名の協議員が退席され、協議会が中断することとなりました。私どもはこのような事態になったことを深刻に受け止めております。住民協議員の方々の信頼関係を回復致したく、あらためて私どものPIに対する姿勢を申し上げます。

国土交通省と東京都は、東京外かく環状道路について、沿線自治体や地域住民の方々をはじめ幅広く情報を提供し、意見を聞きながら検討を行っているところです。こうした中で、「検討の熟度を高めるためには、より詳細な環境への影響についてデータを示し、より具体的な議論をすべきである」との意見が数多く寄せられています。そこで、大深度地下を活用した地下式トンネル構造を対象に、環境への影響をより詳細に把握するため、環境アセスメントの仕組みを活用することにしました。

今回、公告・縦覧した「環境影響評価方法書」は、どのような項目について、また、どのような手法で環境調査するのかという調査方法などの案を示すためのものであり、PI的な手法により、実際の環境調査に入る前に専門家や市民から情報や御意見を求め、得られた御意見を踏まえて最終的な調査の項目・方法を決定します。したがって、計画の内容自体が固まっていないう早い段階から、オープンな方法で、環境についても情報や御意見をお聞きしていくこととなります。つまり「方法書」は、原点に立ち戻って構想段階における検討をきちんと行うために不可欠なものです。

今回の「方法書」については、国並びに都が行政判断に基づき、記者発表し社会全体に広く同時にお知らせしたものです。協議員の方々には、記者発表の同日に国・都の職員が、各協議員の自宅へ資料をお届けしました。

PI外環沿線協議会から平成十五年六月に出された中間とりまとめにある「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止め

ることもありうる。「ことを改めて確認します。また、「環境の調査を行うにあたっては、市民参加のP I的手法を取り入れる」ため、P I外環沿線協議会において、環境の現地調査箇所や実施方法を具体的に御相談させていただきたいと考えています。

P I外環沿線協議会は、関係者と区市、国と都の担当者が一堂に会し、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント（P I）方式で話し合うことを目的とし、結論を出す場ではないが、公開して進めるので、より多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義があると考えております。協議会での必要性の議論は、その後の計画の検討をどのようにしていくかということに重大な影響を与えるものと考えられ、社会的にそれを無視することは難しいと考えます。外環計画の意義については、協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で、社会全体で検討するものと考えており、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得ます。その場合、次の段階に進むことにはなりません。

外環計画の検討を進めるにあたっては、P I外環沿線協議会で必要性の有無からご意見を伺うことは大事であるとの考えに全く変わりはありません。このP I外環沿線協議会は、平成十三年に扇国土交通大臣が参議院で「私は原点に立ち戻って、より多くの皆さん方と話し合いの場を設置しまして、そこで多くの皆さんの御意見を聞いて、そして一日も早く三十年を取り戻すような新たな出発点を皆さんのこの話し合いの場から出していたきたい」と答弁したことを受けて設置したものです。関係者と区市、国と都の担当者が対等の立場で、国民にとって大切な社会資本の整備について話し合うことは画期的なことと考えており、将来のルール化にも生かせるP Iの模範となるように努力していきます。

今後の協議会においても、引き続き数多くの貴重な御意見をお出しいただき、活発に御議論下さいますようお願い申し上げます。

平成十五年九月三十日

国土交通省 関東地方整備局長 渡辺 和足
東京都 都市計画局長 勝田 三良

当面の日程(案)

平成15年10月						
日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
			1	2	3	4
5	6	7 第25回	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 第26回	24	25
26	27	28	29	30	31	

平成15年11月						
日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
						1
2	3	4 第27回	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 第28回	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

平成15年12月						
日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
	1	2 第29回	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18 第30回	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			